

関与団体の適正化に関する取扱要領

(平成26年3月24日決定)
(平成28年6月15日一部改正)
(令和2年7月21日一部改正)

第1 趣 旨

この要領は、関与団体の適正化方針(以下「適正化方針」という。)に基づき、道としての指導方針や道が取り組むべき事項について、具体的な取り扱いを定めたものである。

第2 用語の定義関係

適正化方針第2の1の規定により、新たに関与団体となる団体は、次のとおり取り扱うこととする。

- (1) 団体が新たに適正化方針第2の1の(1)又は(3)の規定に該当することとなることを決定した場合には、その団体を所管する部長は、速やかに総務部長にその旨を報告するとともに、当該団体に対して適正化方針等を送付し、その内容を周知徹底するものとする。

なお、これらの規定に該当しなくなることを決定した場合にも、速やかに総務部長にその旨を報告するものとする。

- (2) 適正化方針第5の1に規定する関与団体の点検において、団体が新たに適正化方針第2の1の(2)に該当することを確認した場合には、その団体を所管する部長は、別に定める関与団体点検調書を作成し、それを総務部長に提出するとともに、当該団体に対して適正化方針等を送付し、その内容を周知徹底するものとする。
- (3) (1)に該当することとなった団体は出えん等や派遣などを行った日をもって、(2)に該当することとなった団体は要件に該当することを確認した日をもって関与団体として取り扱うものとする。

第3 適正化に向けた取組み関係

関与団体を所管する部長が行う適正化方針第5に規定する関与団体の点検、現地調査等の具体的な内容は次のとおりとする。

1 点検

- (1) 点検は毎年6月1日時点のすべての関与団体を対象とする。
- (2) 点検は別に定める関与団体点検調書に基づき実施する。
- (3) 点検の実施に当たっての視点に関する具体的な内容は次のとおりとする。
 - ア 適正運営に関する視点の具体的な内容
 - (ア) 最高決定機関及び理事会の適正な運営
 - a 法令、定款に基づき適正に運営していること
 - b 招集手続きや決議、議事録作成などを適正に行っていること
 - (イ) 内部統制機能の充実・強化
 - a 団体に必要な諸規程を整備し、これに基づき適正に業務を行っていること
 - b 監査体制を整備すること
 - c 監事は最高決定機関や理事会への出席・報告義務を果たし、内部監査や部内検査を実施すること
 - d 出納事務に係るチェック体制を整備すること
 - e 支部を含めた内部統制機能を充実すること
 - (ウ) 会計処理の適正化(道と連結決算の対象となる公益法人、一般法人、土地開発公社及び住宅供給公社)
 - a 適切な会計基準を採用すること
 - b 財務諸表は、正しく記帳された会計帳簿に基づき作成すること
 - c 会計処理の原則及び手続き並びに財務諸表の表示方法は、みだりに変更しないこと

- d 資産や負債については、法令や会計基準に則った評価を行うこと
 - e 資産の貸借対照表価額は、取得価額を基礎として計上すること
 - f 交換、受贈等によって取得した資産の取得価額は、取得時における公正な評価額とすること
 - g 受取手形、未収金、貸付金等の債権については、取得価額から貸倒引当金を控除した額を貸借対照表価額とすること
 - h 満期保有目的の債権並びに子会社株式及び関連会社株式については、取得価額を貸借対照表価額とすること
 - i 満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価を貸借対照表価額とすること
 - j 棚卸資産については、取得価額(時価が取得価額よりも下落した場合は時価)を貸借対照表価額とすること
 - k 有形固定資産及び無形固定資産については、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を貸借対照表価額とすること
 - l 資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き時価を貸借対照表価額とすること
- (エ) 情報公開の充実
- a 公益法人の役職員等の報酬・給与等について支給の基準などを公開すること
 - b 道が資本金等の4分の1以上を出資又は出えんしている団体は、その職員数及び職員の給与に関する情報を公開すること
 - c 業務及び財務等に関する資料の一般への閲覧やこれらの資料をインターネットで公開すること
- (オ) 財産に関する安全な管理運用の徹底(道から出えん等を受けている公益法人及び一般法人)
- a 安全、確実な財産の運用をすること
 - b 必要な情報を把握の上で財産の運用をすること
 - c 管理運用規程を策定すること
 - d 運用内容を改善すること
- (カ) 政治活動に関する寄附の制限等
- a 道から補助金等や出資・出えんを受けている関与団体は、政治資金規正法により政治活動に関する寄附が制限されていることに留意すること
 - b 政治団体の主催する政治資金パーティーのパーティー券の購入は自粛すること
- (キ) 関与団体である株式会社への要請事項
- 関与団体である株式会社については適正化方針第5の1の(1)の対象外としているが、以下の事項については留意するよう要請することとする。
- a 会社法第435条第2項に掲げる書類を公開するよう努めること
 - b 道が資本金の4分の1以上を出資している株式会社にあつては、その職員数及び職員の給与に関する情報を公開するよう努めること
 - c 道から補助金等や出資・出えんを受けている関与団体は、政治資金規正法により政治活動に関する寄附が制限されていることに留意すること
また、政治団体の主催する政治資金パーティーのパーティー券の購入は自粛すること
 - d 会計に関する規程や給与に関する規程などを整備し、これに基づく手続きに従い適正に会計事務を執行すること
 - e 通帳と印鑑を別々に管理するなど、担当者の判断のみでは預金の出し入れができないような体制にすること
また、日常的な資金管理に当たっては、必要以上に多くの預金口座を設けないようにすること
 - f 経理担当者以外の責任者が定期的又は随時に現金・預金の残高などを確認すること

イ 健全経営に関する視点の具体的な内容

(ア) 安全で健全な経営

正味財産増減額・当期利益、自己資本比率の状況等を把握し、改善に努めること

(イ) 効率的な経営

固定費比率や人件費比率の状況等を把握し、改善に努めること

(ウ) 計画的な経営

経営計画や改善計画などを策定し、団体の計画的な経営に努めること

ウ 自立化に関する視点の具体的な内容

(ア) 団体を取り巻く環境

a 団体の目的や実施事業に対する社会的要請が薄れていないこと

b 道の施策推進における役割が明確なこと

(イ) 補助金等の縮減又は廃止

補助金、負担金及び交付金の縮減や委託契約に係るさらなる競争性の導入について、不断に見直しを行い、毎年度の点検等を通じ確認していくこととする。特に長期間にわたるものについてはそのあり方も含め検討することとする。

(ウ) 職員派遣の最小限化

必要最小限なものにとどめるとともに、原則、長期に渡る派遣や給与等の負担を伴う派遣については行わないこととする。

(エ) 公益法人等に係る出えん金等の返戻

出えん等を行っている公益法人等については、随時状況を確認するとともに、社会経済情勢の変化等により出えん等の意義が失われたと判断した場合は出えん金等の返戻を団体に求めることとする。

(オ) 株式会社に係る株式の売却等

今後とも、出資に係る株式の売却等に努めるとともに、売却等が困難な株式等、今後とも保有することが必要な株式については公有財産として適切に管理し有効活用していくこととする。

(カ) 道の施策推進のための意見交換等

道の施策推進などのための団体との意見交換等は充分に行っていくこととする。

2 現地調査

(1) 現地調査は公益法人等のうち道と特に関係の深い、次のいずれかの団体を対象とする。

ア 道が資本金等のうち4分の1以上を出資している団体(公益法人、一般法人、北海道土地開発公社及び北海道住宅供給公社に限る。)

イ 道から補助金等を受けている団体

(2) 現地調査は別に定める関与団体现地調査報告書に基づき実施する。

(3) 現地調査の実施に当たっての視点の具体的な内容は次のとおりとする。

ア 適正運営に関する事務処理等の状況の確認

イ 健全経営に関する現状認識や経営計画等の確認

ウ 道施策の推進や団体の自立化に関する意見交換等

(4) 道が所管する公益法人に係る現地調査は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第27条第1項に基づく公益法人の検査の日に法人団体課の職員と合同で実施する。

なお、特段の事情がある場合は、総務部長と協議の上、公益法人検査とは別に実施することができるものとする。

(5) 現地調査は関与団体を所管する部局の職員を含む2名以上の職員により実施するものとする。

(6) 関与団体を所管する部長は毎年9月末までに現地調査の年間実施計画を作成し、総務部長に報告するものとする。

なお、道所管の公益法人に関する現地調査の日程は総務部長と協議の上、決定する。

(7) 現地調査は、団体事務所での実地検査により行うものとする。ただし、災害等により実地検査

が困難な場合に限り、総務部長と協議の上、書面検査により行うことができる。なお、困難としていた事象が解消した際には、できる限り速やかに実地検査を行うものとする。

(8) 現地調査を行うに当たっては、当該団体に対し、あらかじめその旨を通知するものとする。

(9) 特別の法律の規定に基づき設立された団体でその法律の規定に基づき、定期的に団体の適正で健全な運営に関する検査等を実施している場合は、法律で定められた検査等(以下「法定検査等」という。)の実施をもって現地調査を実施したものと見なすことができるものとする。

なお、この場合においては法定検査等の結果を総務部長に報告するものとする。

3 点検等の結果に基づく対応

(1) 結果の報告等

点検及び現地調査の結果は、関与団体点検調書及び関与団体现地調査報告書により、総務部長に報告の上、団体に対して通知するものとする。

(2) 政策評価意見等への反映

ア 関与団体を所管する部長の政策評価意見等への反映については、一次政策評価結果への反映とする。

イ 総務部長の政策評価意見等への反映については、二次政策評価意見への反映とする。

第4 雑 則

この要領の実施に関して必要な事項は、別に定める。

第5 実施時期

この要領は、平成26年4月1日から実施する。

この要領は、平成28年6月15日から実施する。

この要領は、令和2年7月21日から実施する。